

平成26年労第74号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社に合板工として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後1時30分頃、同人所有の普通自動車を運転して出勤していた途中、赤信号で停車していたところ、後方から貨物自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、翌日、D整形外科クリニックに受診し「頸椎捻挫」と診断されて療養を開始し、同クリニックでは平成〇年〇月〇日、さらに平成〇年〇月〇日から受診していたE循環器クリニックでは、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と診断された。

請求人は、治ゆ後障害が残存しているとして、平成〇年〇月〇日監督署長に対し障害給付の請求をしたところ、監督署長は、頭部に神経症状の残存を認め、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、「腰椎分離症、高血圧症、心室内伝導遅延」も本件事故による後遺症であるとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、これらの傷病は、本件事故によって生じたものではなく、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が本件事故によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、腰椎分離症、高血圧症及び心室内伝導遅延について、本件事故に起因すると主張しているので、検討すると次のとおりである。

(1) 本件事故翌日から診断したF医師は、腰椎分離症について、要旨、請求人は、約2年4か月の通院期間中に腰痛の訴えをしておらず、因果関係はないとの意見を述べている。当審査会としても、本件事故の発生状況、本件事故によるとされた頸椎捻挫の症状及びその後の療養経緯等に鑑みると、同医師の意見は妥当であり、本件事故により請求人の腰椎分離症が発症ないしは増悪した可能性はないものと判断する。

(2) 高血圧症については、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書で、請求人は本態性高血圧症と述べており、労災医員も平成〇年〇月〇日付けの意見書で、「外傷による高血圧症は、一過性であり、慢性的に続くことはないと思われる」と述べている。また、請求人の訴える「自律神経反射による高血圧症」についても、労災医員は同意見書において、「事故との因果関係は認められない」と述べており、当審査会としても、これらの医証に照らして、請求人の高血圧症に

については、本件事故との因果関係を認めることはできないものと判断する。

(3) さらに、心室内伝導遅延については、心電図検査により確認されているものの、本件事故後約3年1か月後の検査であり、この検査以前に同症状は確認されておらず、本件事故との間に相当因果関係を認めることはできない。

したがって、請求人が残存障害として主張する「腰椎分離症、高血圧症、心室内伝導遅延」のいずれについても、本件事故との相当因果関係は認められないものである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。